第 4 個別基準

1 実験等を行う施設

解説 □□□□

(2) 事後措置

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、実験等を終了し、若しくは中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合にあっては、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸 (けい) 椎 (つい) 脱臼 (きゅう) 等の化学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと。また、実験動物の死体については、適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。※1)

※ 1）第 4　個別基準

解説　□□□

2 実験動物を生産する施設

解説　□□□